

全国児童家庭支援センター協議会組織体制等に関する細則

全国児童家庭支援センター協議会（以下「協議会」という。）は、会則第2条、第3条、第4条、第5条、第9条、第11条、第13条に基づき、組織体制等に関する事項を以下に定める。

1. 会則第2条の「協議会の事務局」は、協議会の所在地（住所）とする。なお所在地（住所）は、栃木県さくら市喜連川 1025 児童家庭支援センターちゅうりっぷとする。
2. 協議会には、調査広報部、研修部、協同研究所を設置する。
3. 調査広報部及び研修部の各部員は、公募等による選考を経た上で、地区会長の推薦により選任し、調査広報部長、同副部長及び研修部長、同副部長は、各部に所属する部員の互選により選任する。協同研究所の所長は、会長が委嘱することとし、必要に応じ所長は、所内事務を処理する所員を選任する。
4. 調査広報部は、地区ごとの広報等活動報告の作成、及び事業実績報告、現況調査報告のとりまとめに関する実務を担当し、研修部は、協議会の主催する研修の企画及び運営実務を担当する。
5. 協議会には、事務局長を置くことができる。
6. 事務局長は、会長の指名により選任し、会長の求めに応じて財務会計処理、情報公開事務、統計データの活用及び研究の進捗管理等に関する実務等を分掌する。協同研究所長は、全国里親会や日本ファミリーホーム協議会との相互支援協定に基づく協同活動や大学・研究機関・学会等との協同研究の推進に関する実務等を分掌する。
7. 会長は、会務の遂行上、必要がある場合には、当該会務にかかる担当事務スタッフ、及び会長の諮問に応え、児童家庭支援施策にかかる研究や助言等を行う顧問を選任することができる。
8. 顧問は、直前会長及び正副会長、監事経験者で現在も会員の立場にある者、他の社会的養護関係団体の役員等で賛助会員である者、児童家庭支援センターの運営や活動に関心を有する研究者や学識経験者から選出する。顧問のうち、子ども家庭福祉施策に関し相当の知識を有する者については、政策アドバイザーも兼務する。
9. 協議会には、会長の同意を得て賛助会員を設けることができ、賛助会員の会費は、年間 5,000 円とする。
10. この細則を変更するときは、役員会の議決を経なければならない。なお変更事項については、直近の総会で報告することとする。

この細則は、令和元年5月27日より実施する。

この細則は、令和4年3月24日に改定して施行する。

この細則は、令和7年4月10日に改定して施行する。